

栃ト協発第25号
平成19年6月1日

会 員 各 位

社団法人栃木県トラック協会
会 長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成19年度睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査 の実施に伴う助成について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の運営にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、労働災害及び交通事故防止対策の一環として、本年度も全日本トラック協会が実施する「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度」に基づき、当協会でも「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成事業」を実施することになりました。
つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施することになりましたのでご案内致します。

記

- 1 助成対象機関 平成19年3月1日から平成20年2月29日
- 2 助 成 額 5,000円/1人 (全ト協・栃ト協 各2,500円)
- 3 助成金限度額 100万円(400名)
限度額に達した時点で、助成は打切りとなります。

平成19年度睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度実施要綱

社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という)の会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」)に対する睡眠時無呼吸症候群(以下「SASという)のスクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、栃ト協の会員事業者に雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)・栃ト協が認めたSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関とする。

- 2 会員事業者とは助成金を請求する時点で栃ト協に加入しているものをいう。但し、栃ト協会費等の未納ある会員は、その限りでない。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)及び第二次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とします。

(助成額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。

- 1 第一次検査費用の半額。(上限 500円/人)
- 2 第二次検査費用の半額。(上限2,000円/人)

(申請受付等)

第6条 申請受付は随時行なう。
助成限度額に達した時点で、受付は締切りとなります。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に栃ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申込み)

第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、
「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査申込書」

様式1

- (以下「申込書」という)を、栃ト協会長に提出する。
- 2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。
- 3 栃ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を
「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査申込一覧」

様式2

にとりまとめ 全ト協及び会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。

(検査の受診)

- 第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり「睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査申込書兼委任状」様式3に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。
- 2 会員事業者は、申込者が「睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めたときは交付する。
 - 3 「睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱いについては、検査・医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき目的の外利用及び紛失、流出などないよう充分注意すること。

(助成金の請求)

- 第10条 検査終了後の会員事業者は、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候スクリーニング検査助成金申請書」様式4を栃ト協会長に提出する。
- 2 会員事業者は、「助成金申請書」提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び、領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 第10条の請求事業者に対して、助成金を交付する。

(雑則)

第12条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(付則)

第1条 本交付要綱は平成19年3月1日より適用する。

第2条 助成金の送付に係わる送金手数料は、事業者負担とする。